

A R アドバンステクノロジー株式会社

定 款

平成 22 年 1 月 12 日 作成

平成 22 年 8 月 2 日 改訂

平成 24 年 8 月 31 日 改訂

平成 28 年 4 月 20 日 改訂

平成 29 年 11 月 29 日 改訂

平成 30 年 11 月 29 日 改訂

令和 4 年 11 月 28 日 改訂

令和 5 年 2 月 28 日 改訂

令和 5 年 3 月 1 日 改訂

定款

第1章 総則

第1条（商号）

当社は、ARアドバンステクノロジー株式会社と称し、英文ではAR advanced technology, Inc.と表記する。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ①事業戦略に係る経営コンサルティング業務
- ②クラウドサービス、ITサービスに係るITコンサルティング業務
- ③インターネットサービスに係る企画、開発、販売及び運営
- ④ソフトウェア、ハードウェアの企画、開発、販売、顧客への保守及びサポート
- ⑤情報処理機器、情報通信機器及びソフトウェアのリース及びレンタル
- ⑥コンピュータシステムの構築及び開発受託業務
- ⑦電気通信事業法に基づく電気通信事業
- ⑧情報技術、語学に関する教育事業
- ⑨労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
- ⑩広告及び宣伝に関する企画、調査、制作及び販売
- ⑪企業の合併、提携、営業権譲渡に関する指導、仲介及び斡旋業
- ⑫有価証券の取得、投資、保有及び運用
- ⑬教育、医療、スポーツ、観光、展示場、娯楽施設並びに飲食、宿泊、売店等の企画、設計、施工、監理及び運営
- ⑭ベンチャー企業等の各種企業、団体に対する投資・投融資の引受、仲介、斡旋及び経営指導
- ⑮医療機器の販売及び医療分野における情報システムの企画、開発
- ⑯医療機関の経営に関する総合コンサルティング業務
- ⑰前各号に関連する国内外を対象としたコンサルティング業務全般
- ⑱前各号に附帯又は関連する国内外を対象とした一切の事業及び業務全般

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第4条（公告方法）

当会社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

第5条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、12,892,000株とする。

第6条（自己株式の取得）

当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第7条（単元株式数）

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）取得請求権付株式の取得を請求する権利
- （3）募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

第10条（株式取扱規則）

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第11条（基準日）

当会社は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

第12条（招集）

定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第13条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第14条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第15条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 17 条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 18 条（取締役会の設置）

当社は取締役会を置く。

第 19 条（取締役の員数）

当社の取締役は、10 名以内とする。

第 20 条（取締役の選任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

4. 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠取締役を選任することができる。

5. 前項の補欠取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後の 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 21 条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

第 22 条（代表取締役及び役付取締役）

当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 23 条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第 24 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 25 条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第 26 条（取締役会の決議の省略）

当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第 27 条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 28 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 29 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 30 条（取締役の責任免除）

当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任

額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第 31 条（取締役との責任限定契約）

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 32 条（監査役及び監査役会の設置）

当社は監査役及び監査役会を置く。

第 33 条（監査役の員数）

当社の監査役は、5 名以内とする。

第 34 条（監査役の選任）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後の 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 35 条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 36 条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第 37 条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 38 条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 39 条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第 40 条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 41 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

第 42 条（監査役の責任免除）

当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第 43 条（監査役との責任限定契約）

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

第 44 条（会計監査人の設置）

当社は会計監査人を置く。

第 45 条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 46 条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 47 条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計算

第 48 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までとする。

第 49 条（期末配当金）

当会社は、株主総会の決議によって、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を行う。

第 50 条（中間配当金）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。

第 51 条（期末配当金等の除斥期間）

期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。